

## ひのかけ就農奨励金交付事業実施要綱

平成27年 5月 1日  
日之影町農林振興課

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業の担い手を確保するとともに、新規就農者やU I ターン者及び町内居住者等の農業参入を促進するため、ひのかけ就農奨励金（以下、「就農給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、日之影町補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象者)

第2条 就農奨励金の交付対象者は、町内に住所を有し、次の各号の要件を全て満たす個人又は世帯のうち、新規就農者として町長が認めた者とする。

- (1) 5年以上の農業経営を続けていく意思と条件を有する者
- (2) 年間100日以上の農業従事が見込まれる者であって年齢が15歳以上65歳未満のもの
- (3) 過去に就農奨励金等の交付を受けたことがない者
- (4) 夫婦で前3号に該当する場合は、夫婦一組に交付するものとする。

### (承認の申請)

第3条 就農奨励金の交付を受けようとする者は、就農奨励金承認申請書([様式第1号](#))に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 就農計画書(様式第2号)
  - (2) 誓約書(様式第3号)
  - (3) 履歴書(様式第4号)
- 2 町長は、前項の規定により承認申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等により承認の可否を決定し、新規就農者承認(不承認)通知書([様式第5号](#))により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、町長は、申請者の認定について特に必要があると認めた場合は、関係機関からの意見を聞くことができる。

### (奨励金の交付申請)

第4条 就農奨励金の交付を受けようとする者は、就農奨励金交付申請書([様式第6号](#))に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 営農計画書([様式第7号](#))
  - (2) 就農奨励金承認申請書及び同承認通知書の写し
- (交付額及び交付方法)
- 5 町長は、第3条第2項の規定により新規就農者として承認された者から就農奨励金の交付申請があったときは、予算の定める範囲において別表により交付するものとする。
- 2 就農奨励金の交付期日は、承認通知日以降継続して町内に住所を有した日から起算して3月以上経過した後とする。
- 3 就農奨励金の交付方法は、概算払とする。

### (奨励金の対象経費)

第6条 就農奨励金の対象経費は、就農初期の段階に要する次に掲げる経費とし、補助の回数は、1個人又は世帯につき1回限りとする。

- (1) 農用地(固定資本)の取得及び借受けに要する経費
- (2) 農用地等の簡易な造成及び改良に要する経費

- (3) 農業用機械等の導入及び修繕に要する経費
- (4) 農畜産物の栽培等に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める経費  
(就農状況の報告)

第7条 就農奨励金の交付を受けた者は、就農奨励金の交付を受けた年度から起算して5年間、6月ごとに就農状況報告書([様式第8号](#))に次に掲げる書類を添えて町長に報告するものとする。

- (1) 作業日誌
- (2) 支出を証明する書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(交付対象者の指導)

第8条 町は、就農奨励金の支給を受けた者の農業経営の円滑な発展を図るために関係機関と協力して育成指導に努めるものとする。

(奨励金の返還等)

第9条 町長は、就農奨励金の交付を受けた者が申請の取消し又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 就農奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 不正な手段により就農奨励金の交付決定を受けたとき。
- 2 町長は、就農奨励金を返還させるとときは、就農奨励金返還命令書([第9号様式](#))により、返還期限を定めて交付対象者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による返還割合は、次の各号に掲げる就農期間の区分による。ただし、災害等本人の責に帰すべき事由によらない場合又は町長が特に必要と認めた場合は、就農奨励金の返還を免除することができる。
- (1) 就農期間が2年未満の場合 60%
  - (2) 就農期間が2年以上3年未満の場合 40%
  - (3) 就農期間が3年以上5年未満の場合 20%
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

別表（第5条）

新規就農のタイプ	支給額
A 一部継承型 親等の経営を継承し、発展・充実するタイプ	100万円
B 経営分離独立型 親等と経営基盤を分離して新たに経営を開始するタイプ	※夫婦150万円
C 新規参入型 U I ターン者等が新規に経営を開始するタイプ	